

茨城海区漁場計画

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項 体裁

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市平潟町地先

ウ 漁場の区域

次の基点ア、イ、ウ、エ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点J	36° 51.484' N 140° 47.618' E	茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
ア	36° 51.545' N 140° 47.604' E	基点Jから348度45分32秒（真方位）115メートルの点
イ	36° 51.567' N 140° 47.634' E	アから48度33分8秒（真方位）59.5メートルの点
ウ	36° 51.669' N 140° 48.363' E	イから79度30分（真方位）1,100メートルの点
エ	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度（真方位）700メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

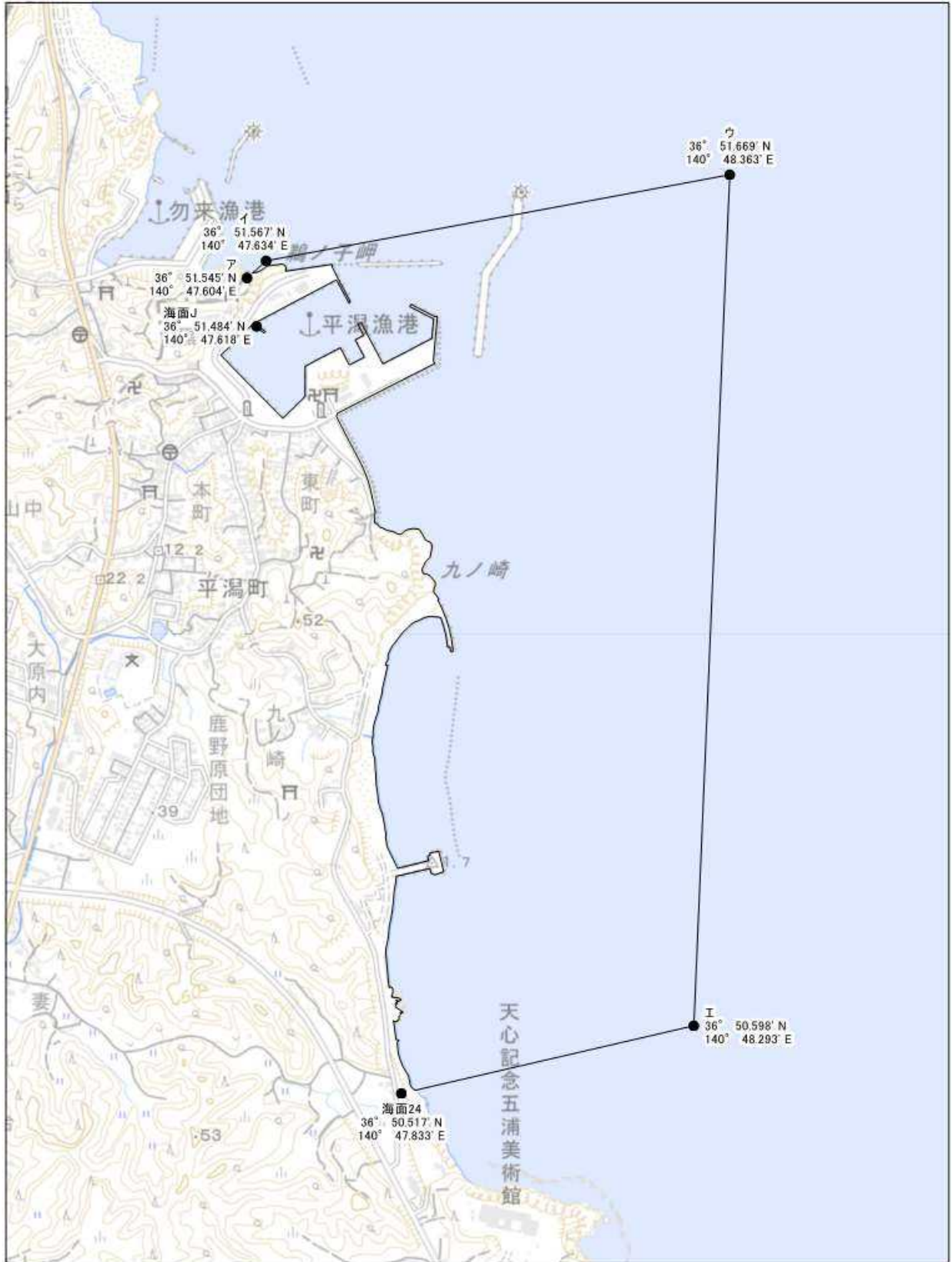
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市平潟町及び関本町関本中

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第1号

背景図:地理院タイル

2 公示番号 茨共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市大津町から高萩市高戸に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第24号	36° 50. 517' N 140° 47. 833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作 1435 番地の1に設置した標柱
基点第27号	36° 49. 796' N 140° 48. 190' E	大津岬灯台（茨城県北茨城市大津町）の中心点
基点第22号	36° 46. 666' N 140° 44. 680' E	茨城県北茨城市中郷町下桜井字南山下 973 番地に設置した標柱
基点第20号	36° 43. 080' N 140° 43. 497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 50. 598' N 140° 48. 293' E	基点第24号から77度（真方位）700メートルの点
イ	36° 50. 382' N 140° 48. 674' E	基点第27号から33度（真方位）1,300メートルの点
ウ	36° 49. 387' N 140° 48. 901' E	基点第27号から125度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 49. 133' N 140° 48. 481' E	基点第27号から160度（真方位）1,300メートルの点
オ	36° 49. 138' N 140° 47. 883' E	基点第27号から200度（真方位）1,300メートルの点

カ	36° 49.138' N 140° 47.039' E	基点第 27 号から 234 度 (真方位) 2,100 メートルの点
キ	36° 46.433' N 140° 45.286' E	基点第 22 号から 115 度 (真方位) 1,000 メートルの点
ク	36° 42.968' N 140° 43.868' E	基点第 20 号から 110 度 (真方位) 590 メートルの点

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

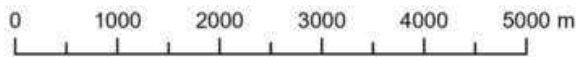
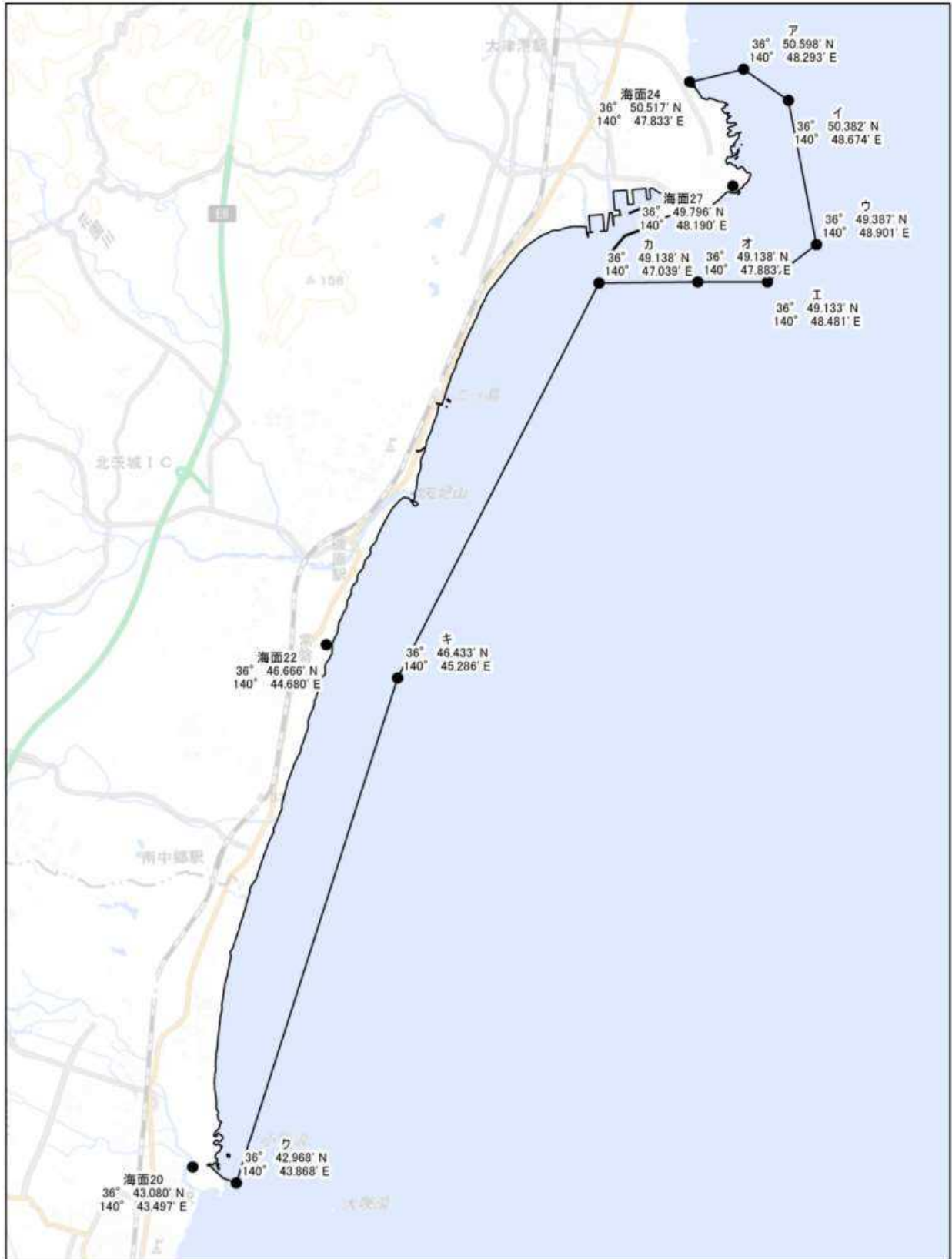
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸

(5) 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで



茨共第3号

背景図: 地理院タイル

3 公示番号 茨共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県高萩市高戸地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 43.063' N 140° 43.553' E	基点第20号から110度（真方位）90メートルの点
イ	36° 43.302' N 140° 44.057' E	アから58度54分（真方位）870メートルの点
ウ	36° 43.874' N 140° 45.260' E	アから58度54分（真方位）2,950メートルの点
エ	36° 42.101' N 140° 45.023' E	アから128度35分（真方位）2,820メートルの点
オ	36° 42.113' N 140° 44.041' E	アから157度（真方位）1,900メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

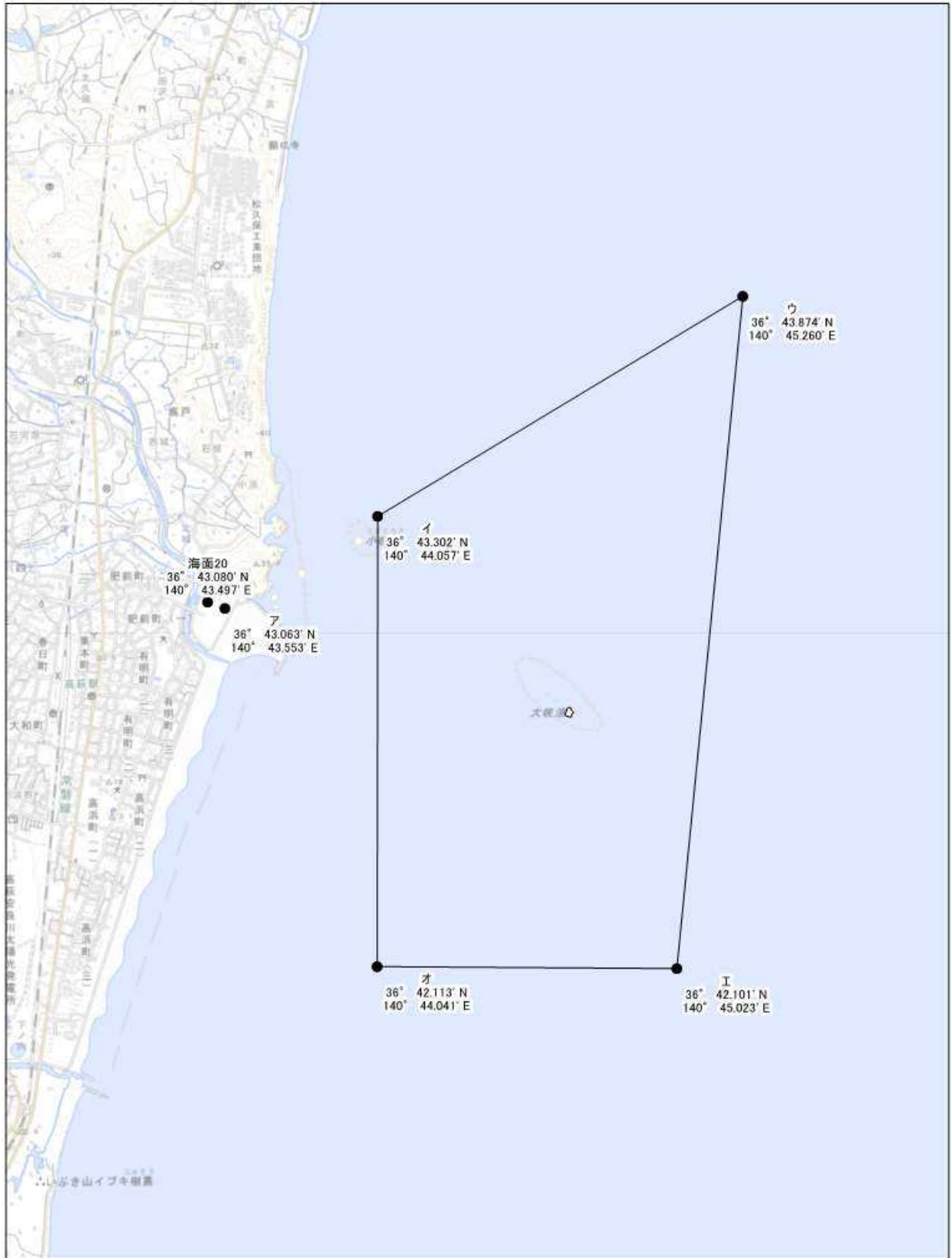
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第4号



背景図;地理院タイル

4 公示番号 茨共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	つのもた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市十王町伊師から田尻町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第19号	36° 41.639' N 140° 42.979' E	茨城県日立市十王町伊師地先海岸に設置した標識
基点第18号	36° 39.620' N 140° 42.779' E	小貝国有林（茨城県日立市川尻町小貝）256ろ内に設置した標柱
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 41.407' N 140° 44.014' E	基点第19号から105度（真方位）1,600メートルの点
イ	36° 39.331' N 140° 43.791' E	基点第18号から109度（真方位）1,600メートルの点
ウ	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度（真方位）1,510メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第5号

背景図: 地理院タイル

5 公示番号 茨共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東滑川町から会瀬町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度（真方位）1,510メートルの点
イ	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度（真方位）1,350メートルの点
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒（真方位）299.5メートルの点
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点（日立バイパス3-4）

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

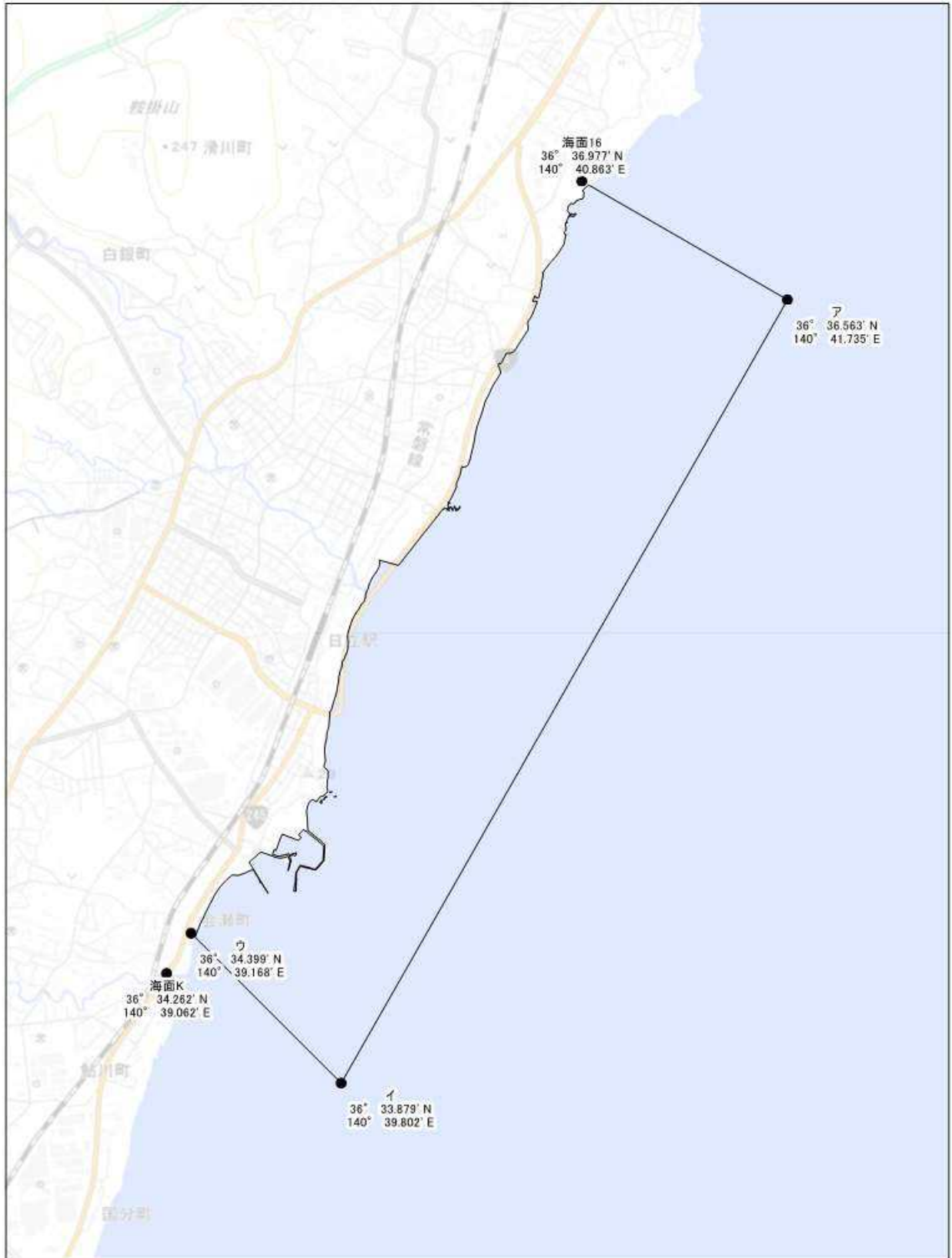
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東町、旭町、相賀町、幸町及び会瀬町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第6号

背景図: 地理院タイル

6 公示番号 茨共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東成沢町、国分町及び河原子町地先

ウ 漁場の区域

次のウ、ア、イ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点K	36° 34. 262' N 140° 39. 062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点（日立バイパス3-4）
ウ	36° 34. 399' N 140° 39. 168' E	基点Kから31度25分12秒（真方位）299.5メートルの点
ア	36° 33. 879' N 140° 39. 802' E	ウから135度（真方位）1,350メートルの点
イ	36° 31. 840' N 140° 38. 909' E	エから135度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 32. 341' N 140° 38. 299' E	基点第11号から226度30分（真方位）210メートルの点
基点第11号	36° 32. 419' N 140° 38. 401' E	茨城県日立市河原子町三丁目51番地河原子港南浜護岸に設置した標識

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東金沢町及び東多賀町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第7号

背景図:地理院タイル

7 公示番号 茨共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東金沢町地先

ウ 漁場の区域

次のエ、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第11号	36° 32. 419' N 140° 38. 401' E	茨城県日立市河原子町三丁目 51 番地河原子港南浜護岸に設置した標識
エ	36° 32. 341' N 140° 38. 299' E	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
ア	36° 31. 840' N 140° 38. 909' E	エから135度(真方位)1,300メートルの点
イ	36° 31. 541' N 140° 38. 802' E	基点第10号から135度(真方位)1,200メートルの点
基点第10号	36° 32. 003' N 140° 38. 239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目693番地に設置した標柱

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東多賀町、東金沢町及び水木町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第8号



背景図: 地理院タイル

8 公示番号 茨共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目 693 番地に設置した標柱
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
ア	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から135度（真方位）1,200メートルの点
イ	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から121度（真方位）1,000メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町及び大みか町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第9号

背景図;地理院タイル

9 公示番号 茨共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市大みか町及び久慈町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
基点第8号	36° 30.230' N 140° 37.694' E	茨城県日立市大みか町五丁目 55 番地に設置した標柱
ア	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から 121 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 29.762' N 140° 38.069' E	ウから 153 度 50 分（真方位）730 メートルの点
ウ	36° 30.118' N 140° 37.857' E	基点第8号から 130 度（真方位）320 メートルの点（久慈漁港北防波堤港外側角付近）

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第10号

背景図;地理院タイル

10 公示番号 茨共第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	いせえび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うに漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	なまこ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あわび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	かき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うばがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県那珂郡東海村地先

ウ 漁場の区域

次の基点甲、ア、イ及び基点 H の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第 29 号、ウ、エ及び基点第 28 号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く（別図のとおり）。

	緯度経度	位置
基点甲	36° 28. 675' N 140° 36. 669' E	茨城県那珂郡東海村豊岡に設置した標識
ア	36° 28. 651' N 140° 37. 338' E	基点甲から 92 度（真方位）1, 000 メートルの点
イ	36° 27. 016' N 140° 37. 282' E	基点 H から 90 度（真方位）1, 200 メートルの点
基点 H	36° 27. 022' N 140° 36. 479' E	茨城県那珂郡東海村大字村松字白根に設置した標柱
基点第 29 号	36° 28. 233' N 140° 36. 611' E	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根 2 番 16 に設置した標柱
ウ	36° 28. 178' N 140° 37. 322' E	基点第 29 号から 95 度（真方位）の線とア、イを結ぶ直線との交点
エ	36° 27. 715' N 140° 37. 306' E	基点第 28 号から 95 度（真方位）の線とア、イを結ぶ直線との交点
基点第 28 号	36° 27. 773' N 140° 36. 555' E	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根 2 番 21 に設置した標柱

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

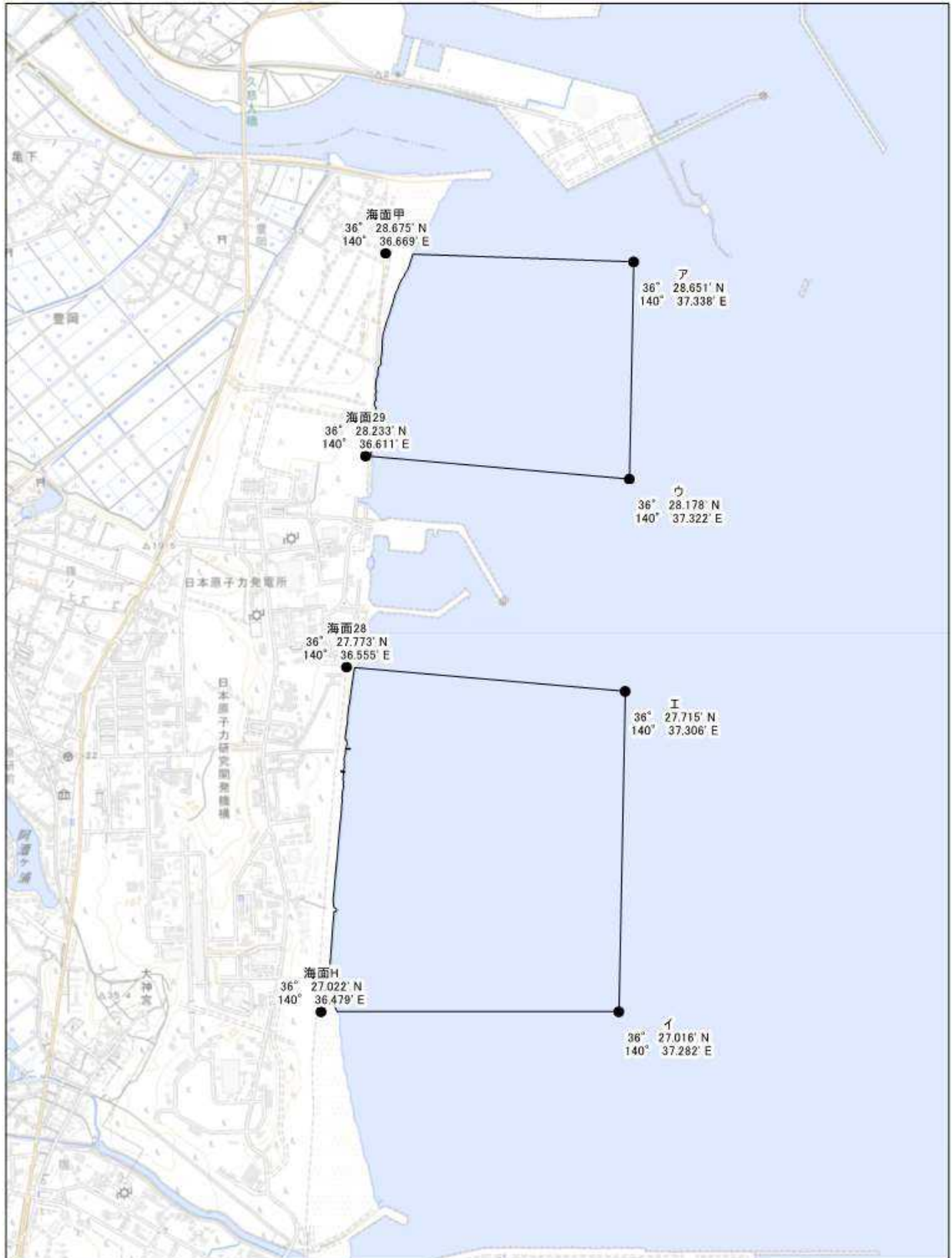
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町、大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第11号

背景図;地理院タイル

11 公示番号 茨共第 12 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	いせえび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うに漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	なまこ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あわび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	かき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あさり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ひじき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いわのり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	まつも漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふのり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 5 号、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線及び円弧エと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点 I	36° 23.062' N 140° 37.432' E	茨城県ひたちなか市磯崎町字千人塚渚 4643 番地の 1 地先に設置された磯崎漁港原点
基点第 5 号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚 4654 番地 7 に設置した標柱
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第 5 号から 110 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 22.865' N 140° 38.252' E	基点 I から 106 度（真方位）1,280 メートルの点
ウ	36° 23.778' N 140° 37.902' E	基点 I を中心とする半径 1,500 メートルの円弧のうち基点 I から 27 度 30 分（真方位）に引いた線と当該円弧との交点
円弧エ		基点 I を中心とする半径 1,500 メートルの円弧のうちウから北側の最大高潮時海岸線との交点までの円弧

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

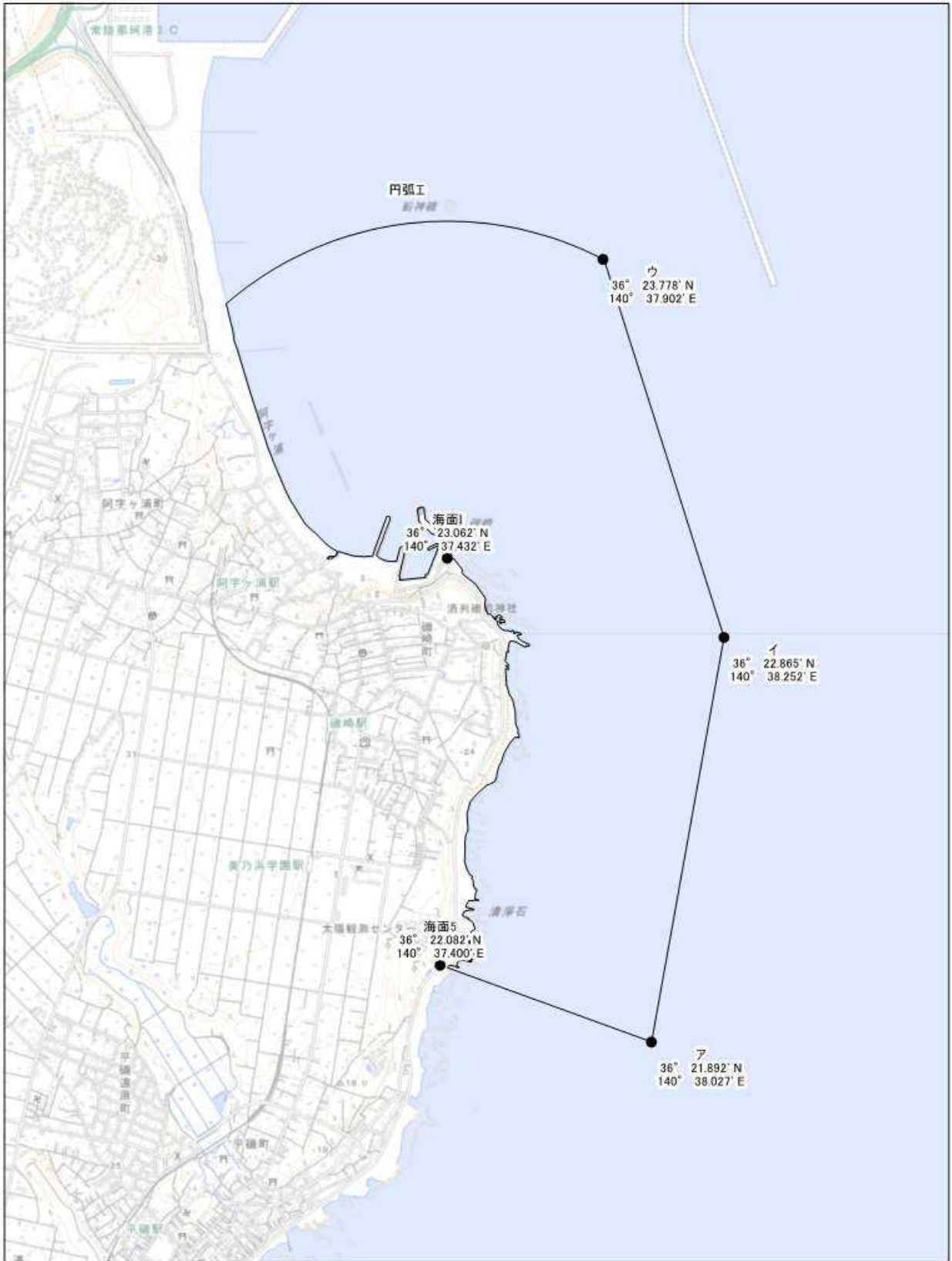
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第12号

背景図: 地理院タイル

12 公示番号 茨共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで
おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊町一円地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別紙図面のとおりに）

	緯度 経度	位置
基点第5号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚4654番地7に設置した標柱
基点第4号	36° 21.122' N 140° 36.529' E	茨城県ひたちなか市平磯町1番地先に設置した標識
基点第3号	36° 20.197' N 140° 36.060' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港導流堤突端に設置した標識
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第5号から110度（真方位）1,000メートルの点
イ	36° 21.074' N 140° 37.664' E	基点第4号から92度30分（真方位）1,700メートルの点
ウ	36° 20.203' N 140° 37.196' E	基点第3号から89度10分（真方位）1,700メートルの点
エ	36° 20.192' N 140° 36.060' E	最大高潮時那珂川左岸導水堤突端から180度（真方位）3メートルの点
オ	36° 20.238' N 140° 35.642' E	基点乙から128度（真方位）3メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊町一円

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第13号



背景図;地理院タイル

13 公示番号 茨共第 15 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	いせえび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うに漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	なまこ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あわび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	かき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うばがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あかがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あさり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ながらみ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ひじき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いわのり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	まつも漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
つのまた類漁業	1 月 1 日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

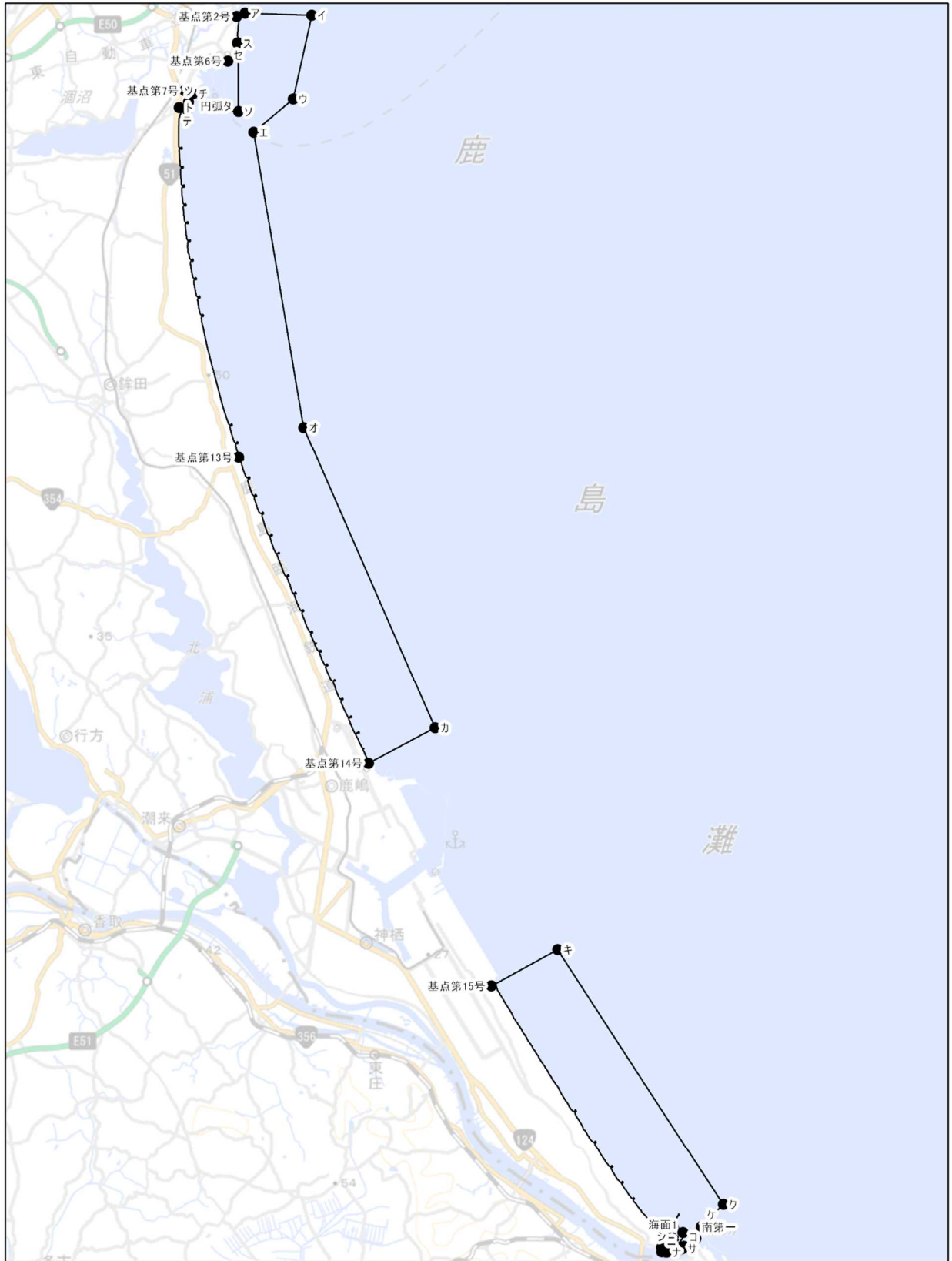
ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と那珂川右岸防砂堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 14 号、カ、キ及び基点第 15 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ス、セ、ソ、円弧タ、チ、ツ、テ及びトの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに利根川左岸導流堤を除く（別図のとおり）。

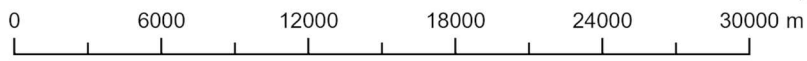
	緯 度 経 度	位 置
基点第 1 号	35° 45. 040' N 140° 50. 949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤 B に設置した標識
基点第 2 号	36° 20. 036' N 140° 35. 576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第 6 号	36° 18. 761' N 140° 35. 259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第 7 号	36° 17. 928' N 140° 33. 718' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 66 地先に設置した標識
基点第 13 号	36° 7. 385' N 140° 35. 531' E	茨城県鉾田市汲上字別所釜 2540 地先に設置した標識
基点第 14 号	35° 58. 591' N 140° 40. 029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸 1 番地の 122 に設置した標柱
基点第 15 号	35° 52. 165' N 140° 44. 289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間 2034 番地の 18 に設置した標柱

基点南第1号	35° 44. 869' N 140° 51. 399' E	千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端
ア	36° 20. 125' N 140° 35. 874' E	那珂川右岸防砂堤突端 (茨城県東茨城郡大洗町)
イ	36° 20. 050' N 140° 38. 249' E	基点第2号から89度10分 (真方位) 4,000メートルの点
ウ	36° 17. 665' N 140° 37. 562' E	基点第6号から120度 (真方位) 4,000メートルの点
エ	36° 16. 723' N 140° 36. 153' E	基点第6号から160度 (真方位) 4,000メートルの点
オ	36° 8. 238' N 140° 37. 835' E	基点第13号から65度 (真方位) 3,800メートルの点
カ	35° 59. 593' N 140° 42. 388' E	基点第14号から61度55分 (真方位) 4,000メートルの点
キ	35° 53. 182' N 140° 46. 635' E	基点第15号から61度25分 (真方位) 4,000メートルの点
ク	35° 45. 837' N 140° 52. 377' E	基点第1号から55度 (真方位) 2,608.5メートルの点
ケ	35° 45. 213' N 140° 51. 594' E	基点南第1号から24度15分 (真方位) 700メートルの点
コ	35° 44. 650' N 140° 50. 972' E	利根川左岸導流堤突端 (茨城県神栖市) から92度 (真方位) 50メートルの点
サ	35° 44. 585' N 140° 50. 915' E	茨城県神栖市波崎新港地先波崎漁港航路護岸に設置した標識から92度 (真方位) の線上最大高潮時利根川左岸から50メートルの点
シ	35° 44. 615' N 140° 50. 187' E	基点第1号から235度 (真方位) 1,391.5メートルの点 (神栖市波崎灯台跡)
ス	36° 19. 271' N 140° 35. 604' E	基点第6号から28度15分42秒 (真方位) 1,074.2メートルの点
セ	36° 19. 270' N 140° 35. 637' E	基点第6号から30度35分 (真方位) 1,099メートルの点
ソ	36° 17. 324' N 140° 35. 619' E	スから180度 (真方位) 3,600メートルの点
円弧タ		スを中心とする半径3,600メートルの円のうちセとタを結んだ円弧
チ	36° 17. 836' N 140° 34. 011' E	スを中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒 (真方位) に引いた線との交点
ツ	36° 17. 599' N 140° 33. 850' E	基点第7号から161度32分17秒 (真方位) 640メートルの点
テ	36° 17. 383' N 140° 33. 802' E	基点第7号から172度29分59秒 (真方位) 1,016メートルの点
ト	36° 17. 441' N 140° 33. 515' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の343に設置した標識
ナ	35° 44. 488' N 140° 50. 368' E	基点第1号から220度0分24秒 (真方位) 1,344.8メートルの点
ニ	35° 44. 504' N 140° 50. 189' E	基点第1号から228度30分35秒 (真方位) 1,515.2メートルの点

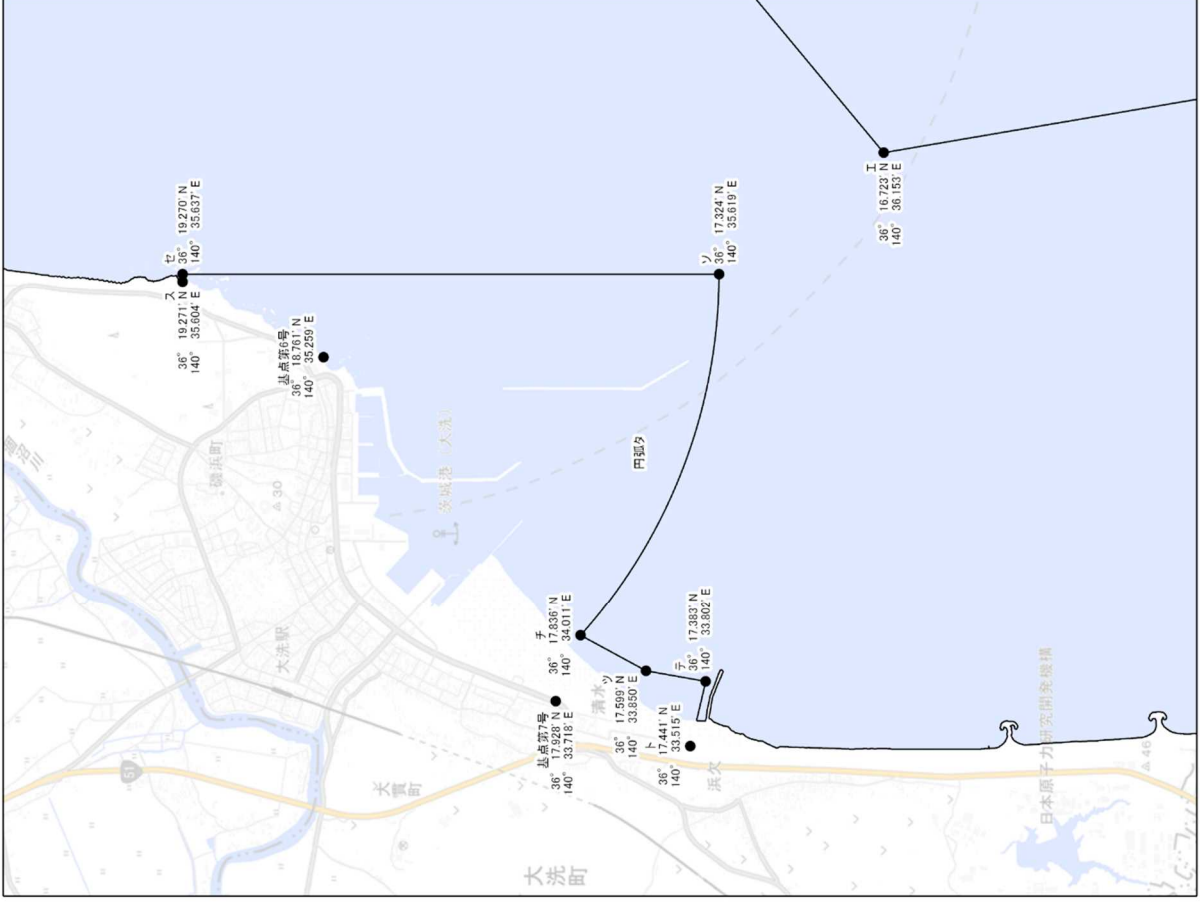
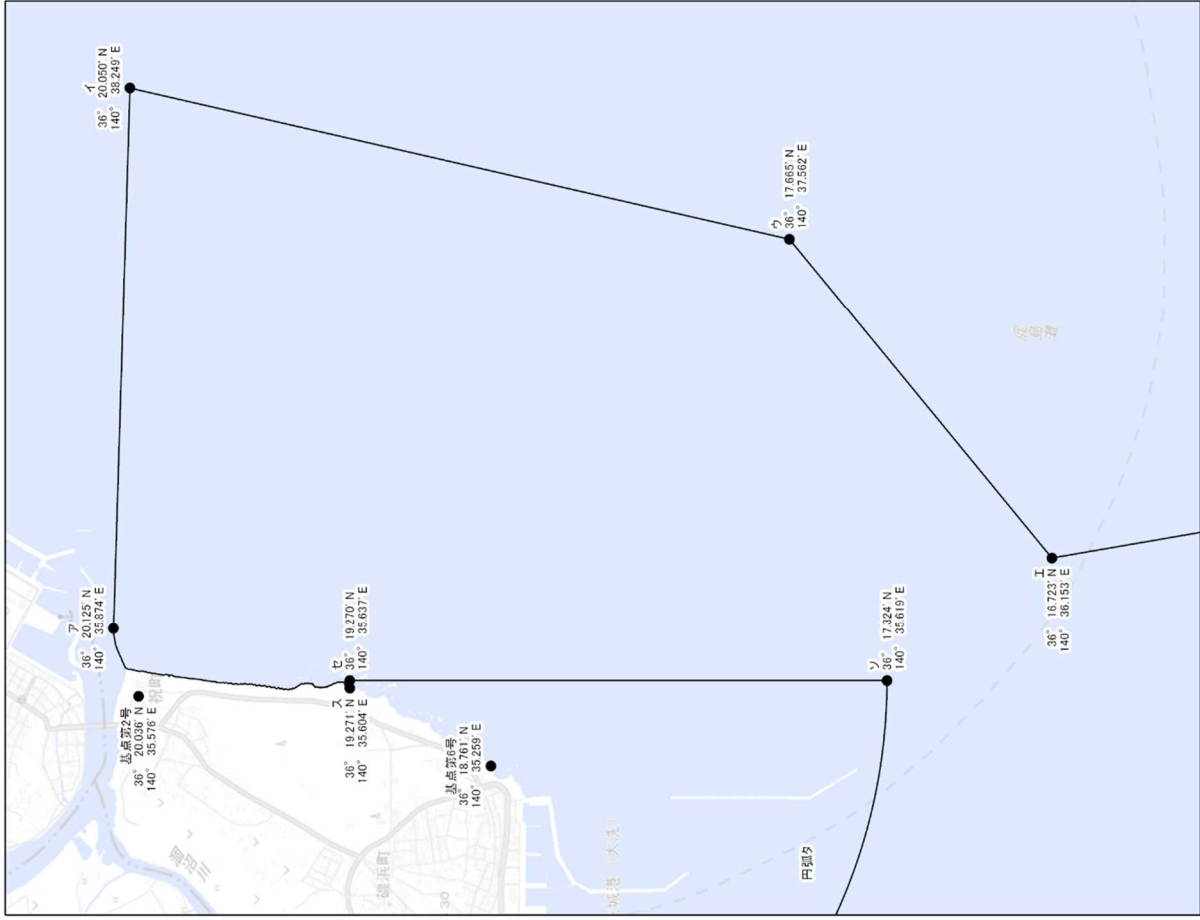
- (2) 免許予定日
令和5年9月1日
- (3) 申請期間
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (4) 関係地区
茨城県東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市
- (5) 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

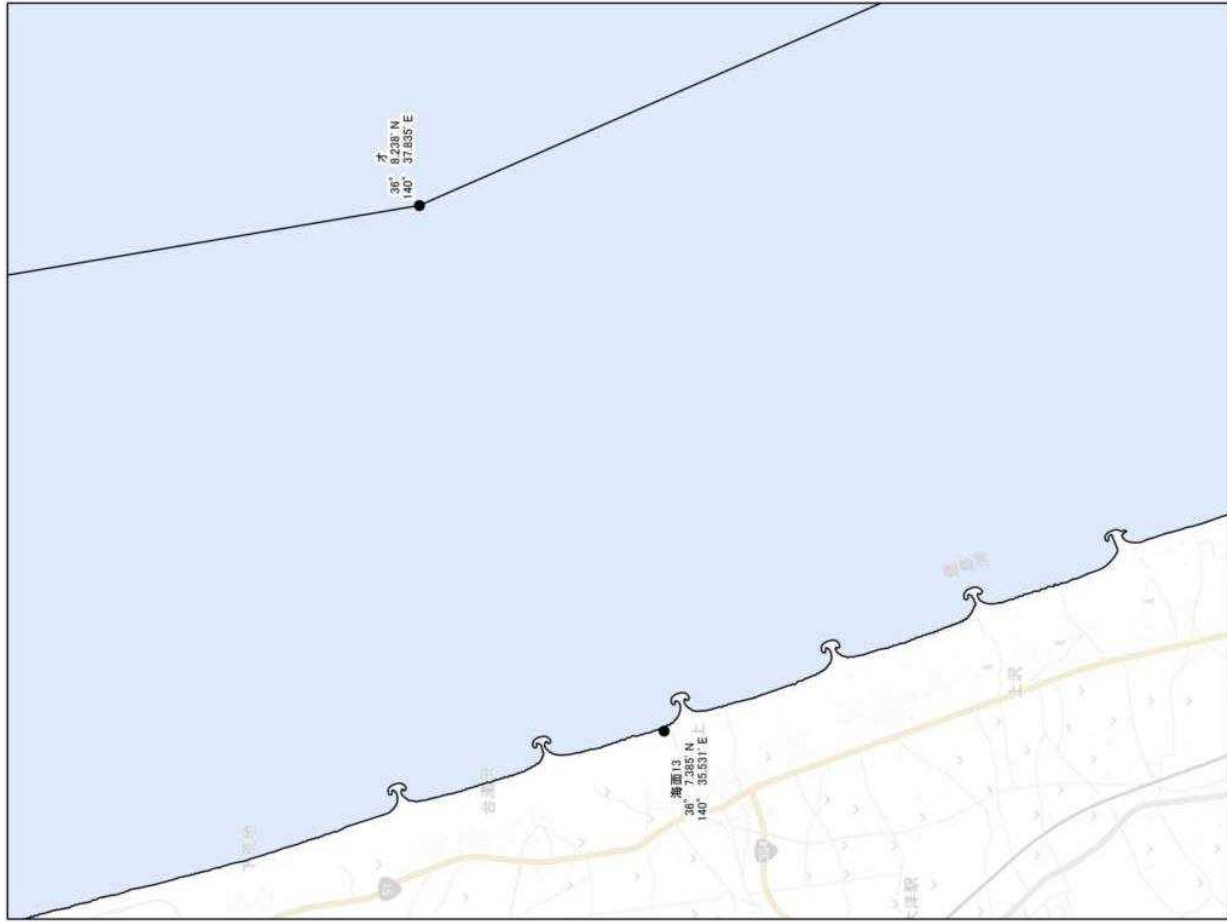


茨共第15号



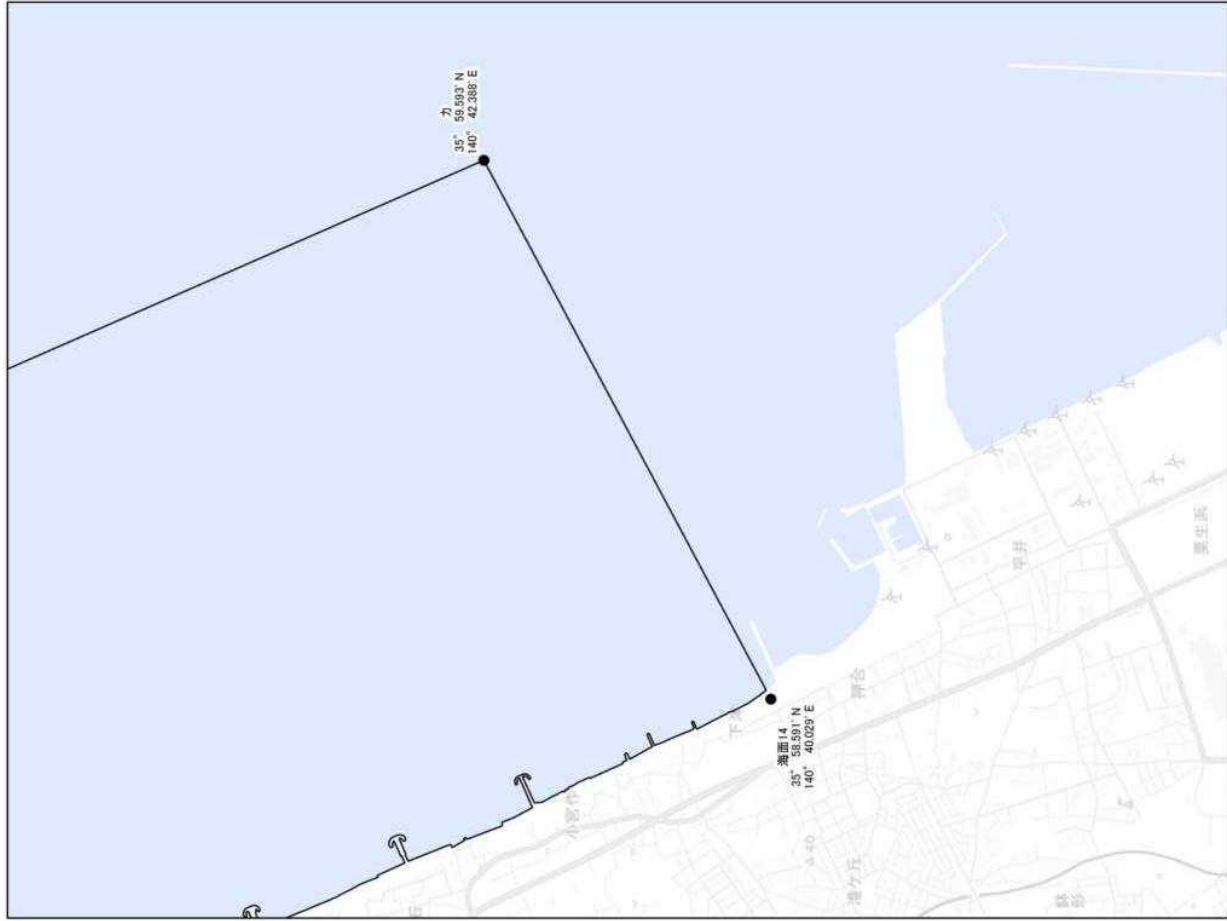
背景図;地理院タイル





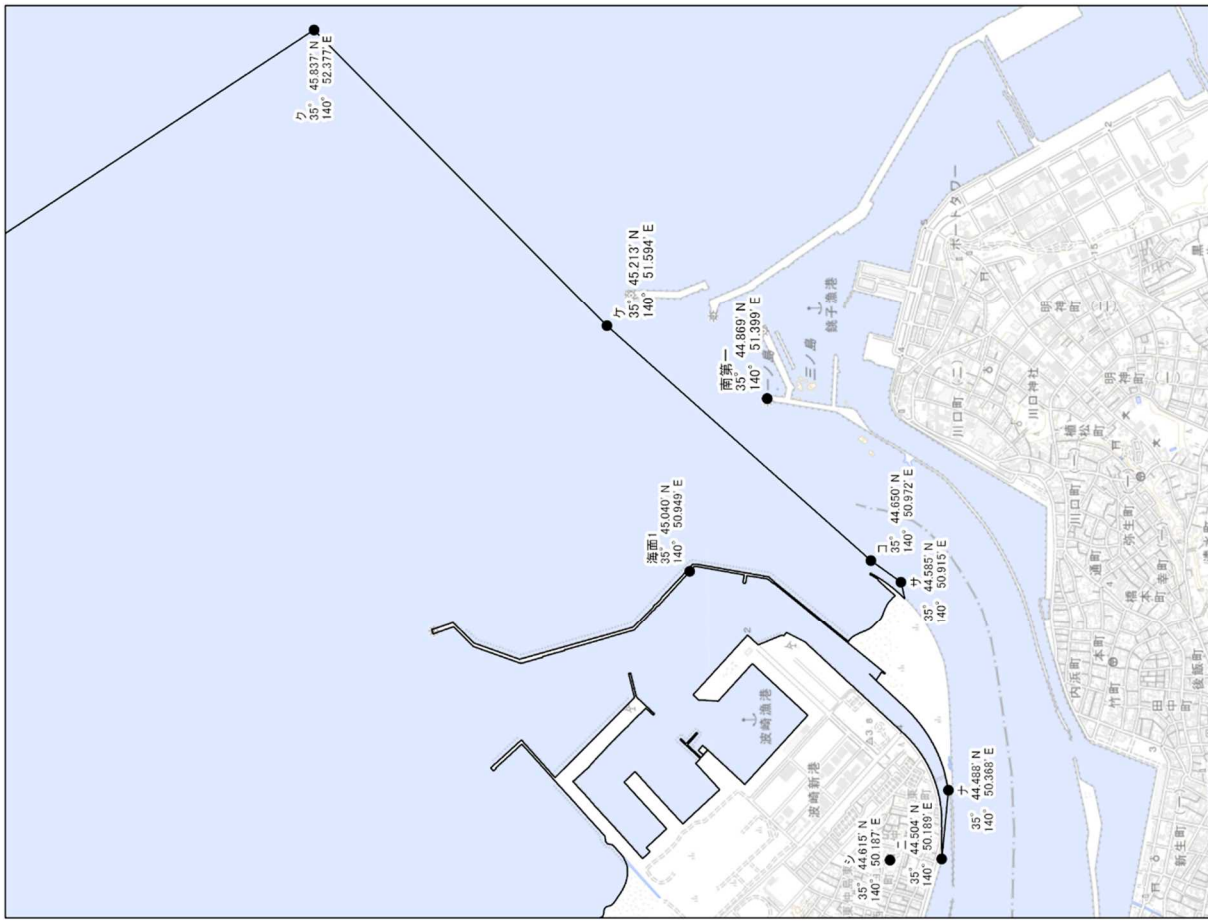
茨共第15号③

背景図：地理院タイル



茨共第15号④

背景図：地理院タイル



14 公示番号 茨共第 16 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	たこ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	12月 1 日から翌年 9 月30日まで

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

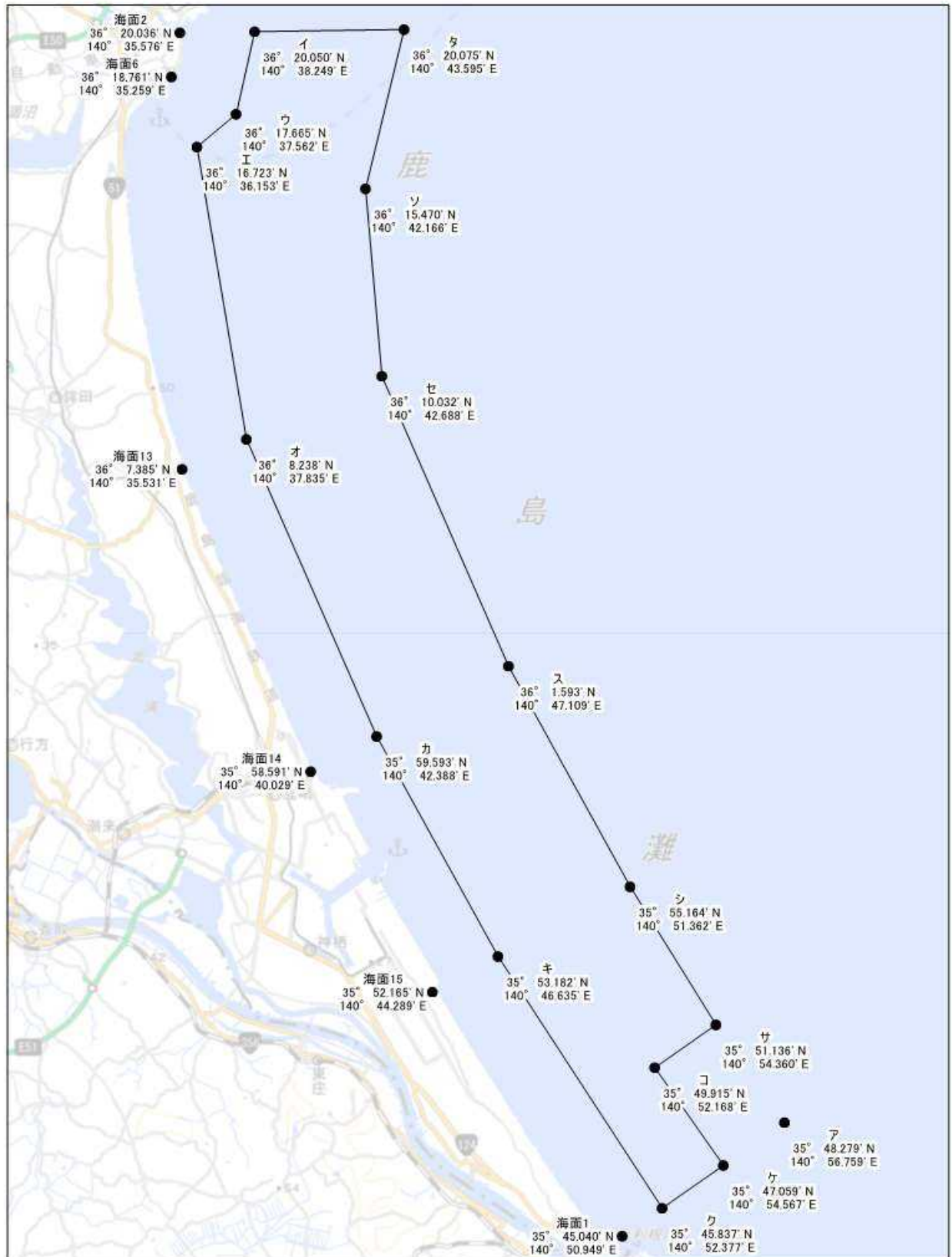
ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びイの各点を結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯 度 経 度	位 置
基点第 1 号	35° 45. 040' N 140° 50. 949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤 B に設置した標識
基点第 2 号	36° 20. 036' N 140° 35. 576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第 6 号	36° 18. 761' N 140° 35. 259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第 13 号	36° 7. 385' N 140° 35. 531' E	茨城県銚田市汲上字別所釜 2540 地先に設置した標識
基点第 14 号	35° 58. 591' N 140° 40. 029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸 1 番地の 122 に設置した標柱
基点第 15 号	35° 52. 165' N 140° 44. 289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間 2034 番地の 18 に設置した標柱
ア	35° 48. 279' N 140° 56. 759' E	基点第 1 号から 55 度（真方位）10, 608. 5 メートルの点
イ	36° 20. 050' N 140° 38. 249' E	基点第 2 号から 89 度 10 分（真方位）4, 000 メートルの点
ウ	36° 17. 665' N 140° 37. 562' E	基点第 6 号から 120 度（真方位）4, 000 メートルの点
エ	36° 16. 723' N 140° 36. 153' E	基点第 6 号から 160 度（真方位）4, 000 メートルの点
オ	36° 8. 238' N 140° 37. 835' E	基点第 13 号から 65 度（真方位）3, 800 メートルの点
カ	35° 59. 593' N 140° 42. 388' E	基点第 14 号から 61 度 55 分（真方位）4, 000 メートルの点
キ	35° 53. 182' N 140° 46. 635' E	基点第 15 号から 61 度 25 分（真方位）4, 000 メートルの点
ク	35° 45. 837' N 140° 52. 377' E	基点第 1 号から 55 度（真方位）2, 608. 5 メートルの点
ケ	35° 47. 059' N 140° 54. 567' E	基点第 1 号から 55 度（真方位）6, 608. 5 メートルの点
コ	35° 49. 915' N 140° 52. 168' E	ケから 325 度（真方位）6, 400 メートルの点
サ	35° 51. 136' N 140° 54. 360' E	アから 325 度（真方位）6, 400 メートルの点
シ	35° 55. 164' N 140° 51. 362' E	基点第 15 号から 61 度 25 分（真方位）12, 000 メートルの点

ス	36° 1.593' N 140° 47.109' E	基点第14号から61度55分(真方位)12,000メートルの点
セ	36° 10.032' N 140° 42.688' E	基点第13号から65度(真方位)11,800メートルの点
ソ	36° 15.470' N 140° 42.166' E	基点第6号から120度(真方位)12,000メートルの点
タ	36° 20.075' N 140° 43.595' E	基点第2号から89度10分(真方位)12,000メートルの点

- (2) 免許予定日
令和5年9月1日
- (3) 申請期間
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (4) 関係地区
茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市
- (5) 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第16号

背景図:地理院タイル

15 公示番号 茨共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
ア	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点から55度（真方位）6,608.5メートルの点
イ	35° 48.279' N 140° 56.759' E	アから55度（真方位）4,000メートルの点
ウ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	イから325度（真方位）6,400メートルの点
エ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年11月1日

(3) 申請期間

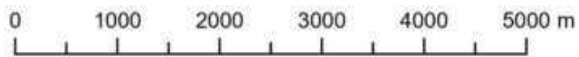
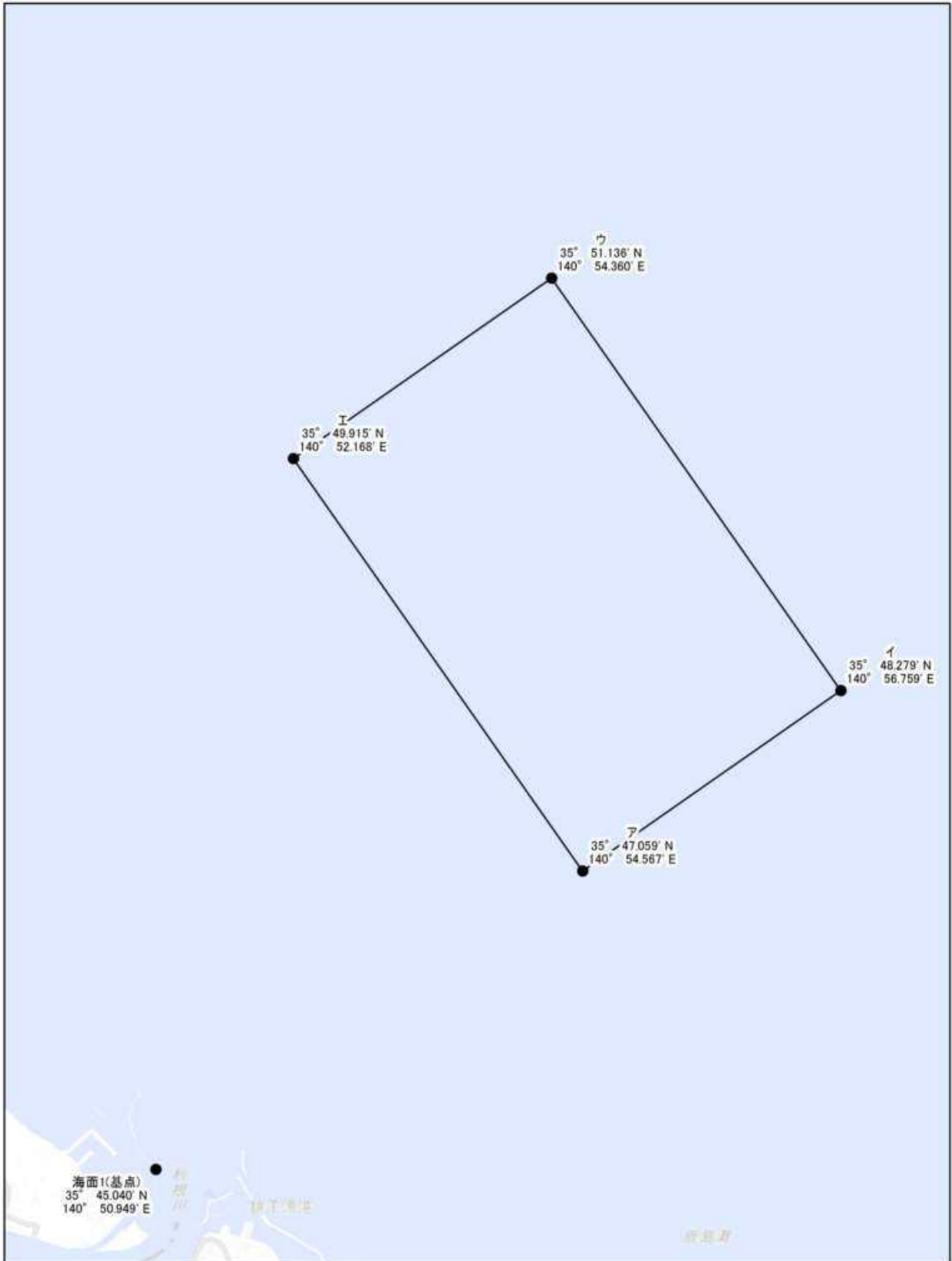
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市

(5) 存続期間

令和5年11月1日から令和9年2月28日まで



茨共第17号

背景図: 地理院タイル

16 公示番号 茨定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第23号	36° 34. 567' N 140° 39. 617' E	会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市会瀬町）に設置した標識により示された点
ア	36° 34. 712' N 140° 41. 822' E	基点第23号から84度50分（真方位）3,300メートルの点
イ	36° 34. 425' N 140° 43. 367' E	基点第23号から92度10分（真方位）5,600メートルの点
ウ	36° 33. 655' N 140° 45. 078' E	基点第23号から101度10分（真方位）8,320メートルの点
エ	36° 32. 710' N 140° 44. 385' E	基点第23号から115度15分（真方位）7,900メートルの点
オ	36° 33. 480' N 140° 42. 868' E	基点第23号から112度00分（真方位）5,250メートルの点
カ	36° 33. 950' N 140° 41. 462' E	基点第23号から112度00分（真方位）2,980メートルの点

(2) 制限又は条件

設置できる網漁具は、灘側、及び沖側とも1箇統以内とする。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

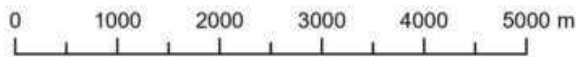
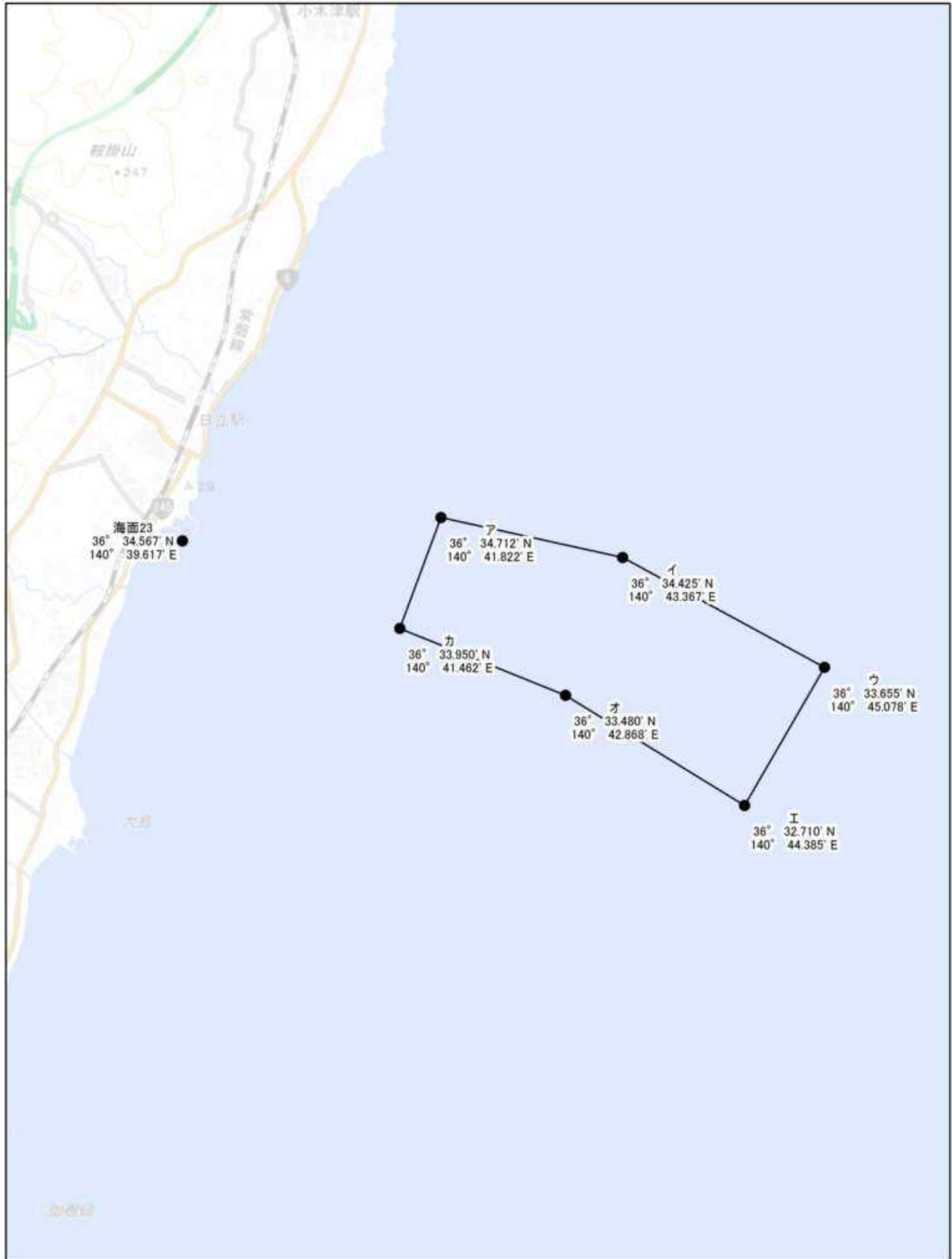
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 地元地区

茨城県日立市

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで



茨定第1号

背景図: 地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権
該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項
該当なし